

令和7年度かすかベンチャー応援補助金募集要項

1. 目的

春日部市では、新たな地域産業と雇用創出による地域活性化を図るため、市が指定する区域内の空き店舗を利用して創業を行う方・創業して5年未満の方に対し、創業の際にかかる費用の一部を補助する事業を実施します。

2. 募集期間

令和7年4月1日（火）から12月19日（金）まで

※毎月20日締切。予算がなくなり次第受付終了

※直接持参される方のみ受付

3. 交付決定の方法

申込み月の翌月に開催する有識者会議による審査

4. 指定エリア

春日部駅周辺、南桜井駅周辺、武里駅周辺（別紙「指定区域図」参照）

5. 対象業種

別紙「対象業種一覧」に該当する事業

※チェーン店を除く

※風俗営業、貸金業、宗教活動、政治活動、倉庫として利用する事業、公序良俗に反する事業を除く

6. 募集対象者

以下の（1）から（9）の要件をすべて満たす方

（1）補助事業完了日までに、指定エリア内の空き店舗を利用して創業する者。または創業後5年未満で、補助事業完了日までに指定エリア内の空き店舗を利用して店舗出店をする者

※空き店舗については、以下2点について該当する店舗が対象です。

- ・過去に店舗として営業されていた施設で、補助金交付申請日時点において、営業が行われていない店舗
- ・大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗）のテナントでない店舗

（2）補助事業完了日までに、春日部市創業支援等事業計画に基づく創業支援等事業のうち、以下のいずれかの支援を受けた者または補助事業完了日までに受ける予定の者

【創業支援等事業】補助事業完了日までに受講する支援（いずれか1つ以上）

	事業名	実施主体
1	創業啓発セミナーへの参加	共催（春日部市、創業支援ルーム、春日部商工会議所、庄和商工会）
2	かすかべビジネスプランコンテストへの応募	共催（春日部市、創業支援ルーム、春日部商工会議所、庄和商工会）
3	ワンストップ相談窓口への相談	春日部商工会議所または庄和商工会
4	創業塾への参加	共催（春日部市、創業支援ルーム、春日部商工会議所、庄和商工会）
5	インキュベーション事業への相談	創業支援ルーム

- （3）補助事業完了日までに、春日部商工会議所または庄和商工会、並びに出店する地域の商店会に加入する者
- （4）市税等の滞納がない者
- （5）申請者または創業する事業所の役員が暴力団等の反社会的勢力に属しておらず、かつ反社会的勢力との関係を有しない者
- （6）この補助金と同種の補助金を受けて創業及び出店をするものでない者
- （7）過去にかすかベンチャー応援補助金の交付を受けて創業したことがない者
- （8）空き店舗の所有者もしくは当該所有者の三親等以内の親族またはそれらの者と生計を一にする者でない者
- （9）対象空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結し、そこで事業を行おうとする者

7. その他要件

- （1）補助金交付決定年度内に開業又は設立を完了すること
- （2）建物の1階又は2階部分であり、店舗部分が道路に面していること
- （3）店舗兼住宅の場合、住宅部分と店舗部分が明確に区別されていること（店舗部分のみが補助対象）
- （4）補助対象経費の支払いを交付決定後に行うこと（交付決定日より前に支払った経費については、補助対象経費としない）

※ただし、交付申請日以降に支払ったもので、やむを得ない事由により交付決定日前に支払う必要があると市長が認めた経費については、補助対象経費とすることができる（この場合は、あらかじめ申し出なければならない）

※以下の事業は、要件に当てはまっても対象外となります。

- ・春日部市内にある他の店舗から移転して出店することにより、当該移転前の店舗が空き店舗となる事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

8. 補助対象経費

(1) 補助対象経費となる経費

	経費区分	対象経費
1	設備費	市内の店舗の開設に伴う外装工事・内装工事費用、材料費 【対象とならない経費（例示）】 自身で工事を行う場合の工事費用
2	店舗等借入費	市内の店舗等の借り入れに伴う仲介手数料
3	原材料費	試供品・サンプル品の製作に係る費用 【対象とならない経費（例示）】 試供品・サンプル品の製作に係る費用として明確に特定できないもの
4	広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費 【対象とならない経費（例示）】 切手の購入費、自身で行うポスティング等の手数料

(2) 補助対象とならない経費（主なもの）

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
- ②証拠書類等によって金額・支払いが確認できない経費
- ③消費税
- ④交付決定日前に支払った経費

9. 補助金の額

	対象者	補助率	補助限度額
1	市指定区域内にある空き店舗への出店者のうち、かすかべビジネスプランコンテストの受賞者（受賞した事業計画に基づき実施する事業に限る）	1 / 2 以内	1,500,000 円
2	市指定区域内への出店者		1,000,000 円

10. 申請書の提出について

「かすかベンチャー応援補助金交付申請書」に必要事項を記入し、以下の提出書類を添えて、商工振興課窓口へ直接提出してください（郵送不可）。

交付申請書及び事業計画書は、商工振興課の窓口で配布するほか、市公式ホームページよりダウンロードできます。

【提出書類】

	申請書提出時に必要な書類	必要部数
1	かすかベンチャー応援補助金交付申請書	1 部
2	事業計画書（指定様式）	1 部
3	事業を営む店舗が空き店舗であることが確認できる書類の写し ※当該店舗にかかる書類、ホームページ等の写し等	1 部
4	賃貸借契約書の写し	1 部
5	補助対象経費に係る見積書の写し	1 部
6	許認可に係る書類の写し ※許認可を必要とする業種かつ既に許認可を取得している場合に限る	1 部
7	市税等の納付状況が確認できる書類 ※春日部市で課税されている方は、商工振興課にて市税情報を確認する旨の同意書を提出することで省略できます	1 部
8	創業または会社等を設立していることが確認できる書類の写し ※開業届、履歴事項全部証明等 ※該当者のみ	1 部
9	その他市長が必要と認める書類	1 部

1 1. 留意事項

以下の（１）から（５）についてあらかじめ同意のうえ、当該補助金へお申し込みください。

- （１）申請者は、本募集要項の内容について了解し、同意したものとします
- （２）申請に係る費用（事業計画書作成費、交通費など）はすべて申請者の負担とします
- （３）申請書類の返却、審査結果に対する個別のお問い合わせには対応できません
- （４）申請の際にいただく個人情報、当補助金の運営事務及び本市からの事業案内に使用させていただく場合がございます
- （５）交付決定され、実績報告がなされた事業については、原則として、法人名・代表者名（屋号・個人名）、事業テーマ名、事業の概要などが外部に公表されます

1 2. 審査

（１）審査方法

有識者による書類審査

（２）審査内容

審査にあたっては、以下の審査項目に基づき、総合的に判断します。

なお、審査の結果に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

	審査項目	評価基準
1	実現可能性	補助対象事業は、実際に事業化が可能で、将来に渡り継続・成長していく見込みがあるか。申請者にその能力があるか
2	市場性	市場規模を把握しているか。標的顧客が的確に設定されているか
3	販売計画	適切な販売計画であるか。それを可能にする方策があるか
4	財務計画	採算性のある事業計画であるか。数字に適切な根拠があるか
5	政策目的適合性	補助対象事業は本補助金の交付の趣旨（新たな地域産業と雇用の創出による地域活性化）に沿った事業であるか

（３）審査加点について

以下の①から②に該当する方は、審査の際に加点の対象となります。

※採択を約束するものではありません。

①春日部市の創業支援等事業計画に基づく創業支援等事業のうち、以下のいずれかの特定創業支援等事業を受けた者

【特定創業支援等事業】（いずれか１つ以上）

	事業名	実施主体
1	ワンストップ相談窓口への相談	春日部商工会議所または庄和商工会
2	創業塾への参加	共催（春日部市、創業支援ルーム、春日部商工会議所、庄和商工会）
3	創業の相談または創業セミナーへの参加	創業・ベンチャー支援センター埼玉

②かすかべビジネスプランコンテストに応募したビジネスプランに基づき出店する者

13. お問い合わせ

春日部市 商工振興課 企業誘致担当

住 所 春日部市中央七丁目２番地１

電 話 ０４８－７９７－８０２９（直通）

メール shokou@city.kasukabe.lg.jp